

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人横浜クレッシュ（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、理事のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

- (1) 常勤の理事 この法人の職員を兼務することを原則とし、報酬は支給しない。
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

(報酬の額の算定方法)

第4条 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第1に定める額とする。

2 評議員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

- 2 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第 1（非常勤の役員の報酬）

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000 円

(2) 監事

	日 額
監事監査等への出席	5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000 円

別表第 2（評議員の報酬）

	日 額
評議員会への出席	5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000 円

※ 別表第 1 及び別表第 2 の報酬金額は、源泉所得税控除後の金額とする。